

横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく施策の実施状況の市会への報告（案）

横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例（令和3年6月8日施行）第14条の規定に基づく施策の実施状況の市会への報告について、令和5年度から以下のとおり行います。

◇報告方法

- （1）前年度の施策の実施状況報告書を横浜市会デジタルキャビネット上で配付します。（第4回市会定例会の一般議案発送と同時）
- （2）全ての局・統括本部から、各常任委員会において報告を行います。
- （3）今後の報告状況等を踏まえ、必要に応じて報告方法の見直しを行います。

【参考】

- 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例（抜粋）
（実施状況の公表）

第14条 市長は、毎年度、脱炭素社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、市会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。